



# 垂井警察署交番だより

令和8年9月号

作成者 署所在地交番 水谷 武晴

## ドライバーの皆様へ大切なお知らせ

令和8年9月1日より、生活道路における自動車の法定速度が時速60kmから時速30kmへと引き下げられます

問・・・生活道路とは？

答・・・主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や分離帯などがない比較的狭い道路です。

なお

- 1 道路標識や表示による中央線または車両通行帯が設けられた一般道路
- 2 道路の構造上または柵や工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- 3 自動車専用道路
- 4 高速自動車国道のうち、本戦車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外の道路

は引き続き法定速度は時速60kmですからご注意ください。

## 「闇バイト」に警戒を！！

全国的に『闇バイト』として雇われた実行犯による詐欺や強盗事件が発生しています。不審な電話や身に覚えのない業者の訪問には十分警戒し、夜間の施錠やセンサーライト・防犯カメラの設置など、できる限りの防犯対策を実施してください。

高額な報酬につられて知らないうちに自分自身が闇バイトの実行犯になっていたなんてことにならないよう、不審なサイトへのアクセスは控え疑問に思った時は、最寄りの警察署へご相談願います。



不審に感じたら、  
警察に相談を!!

## 熊に注意！！

9～10月は熊の『過食期』です。被害に遭わないためにも

- 1 熊の行動が活発になる朝夕の外出は控える
- 2 山林・草むらにできるだけ近づかない
- 3 生ごみや果樹等、餌になるものを放置しない

などを守り、万一熊を見かけた際は

近づかず静かにその場を離れ安全な場所へ避難したのち、  
110番もしくは最寄りの警察へ通報してください。

垂井警察署ホームページQRコード



ぜひ見てね！

垂井警察署  
0584-22-0110